

通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務委託

仕様書

令和7年度

宇都宮市消防局

目次

第1章 総 則	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 1 条 適 用	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 2 条 委託業務の目的	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 3 条 業務委託期間	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 4 条 履行場所	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 5 条 関係法令の遵守	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 6 条 業務主担当技術者の選任	・ ・ ・ ・ ・	-2-
第 7 条 資料の貸与	・ ・ ・ ・ ・	-3-
第 8 条 関係者との調整等	・ ・ ・ ・ ・	-3-
第 9 条 再委託	・ ・ ・ ・ ・	-3-
第10条 成果品の権利	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第11条 中立性の保持	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第12条 守秘義務の順守	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第13条 修補への対応	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第14条 業務完了報告	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第15条 検収	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第16条 疑義への対応	・ ・ ・ ・ ・	-4-
第2章 業務内容	・ ・ ・ ・ ・	-5-
第 1 条 目 的	・ ・ ・ ・ ・	-5-
第 2 条 概 要	・ ・ ・ ・ ・	-5-
第 3 条 本業務の対象となる機器	・ ・ ・ ・ ・	-5-
第 4 条 システム整備計画書の作成	・ ・ ・ ・ ・	-5-
第 5 条 業務項目	・ ・ ・ ・ ・	-5-
第 6 条 付帯業務	・ ・ ・ ・ ・	-8-
第 7 条 納入成果品	・ ・ ・ ・ ・	-8-
第 8 条 納入場所	・ ・ ・ ・ ・	-9-
第 9 条 納 期	・ ・ ・ ・ ・	-9-

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、宇都宮市消防局（以下「発注者」という。）が実施する通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務委託（以下「本業務」という。）を受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の諸条件について定めるものとする。

第2条 委託業務の目的

本業務は、住民の生命、身体及び財産の保護を図るために必要となる指令業務の諸課題の解決に重点を置いた業務であり、整備費用や整備後の施設維持費用の抑制を図る中でも、諸課題の解決に必要な機能が最大限に備わった通信指令システム（以下「システム」という。）の構築を目指すもの

第3条 業務委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

第4条 履行場所

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 宇都宮市消防局 | 大曾2丁目2番21号 |
| (2) 中央消防署 | 大曾2丁目2番21号 |
| (3) 河内分署 | 白沢町401番地2 |
| (4) 上河内分署 | 松田新田町116番地4 |
| (5) 東消防署 | 中今泉5丁目37番16号 |
| (6) 平石分署 | 石井町2010番地1 |
| (7) 清原分署 | 清原工業団地3番地3 |
| (8) 西消防署 | 鶴田2丁目21番7号 |
| (9) 富屋分署 | 徳次郎町742番地1 |
| (10) 宝木分署 | 細谷1丁目7番40号 |
| (11) 城山分署 | 大谷町1305番地4 |
| (12) 南消防署 | 宮の内1丁目174番地8 |
| (13) 陽南分署 | 双葉3丁目15番63号 |
| (14) 築下分署 | 下栗1丁目20番地1 |
| (15) 宇都宮市役所 | 旭1丁目1番5号 |

ただし、(2)から(15)までについては、指令システム端末装置等設置消防署等であることから、本業務の特性を考慮し、受注者は発注者と協議の上、履行場所を追加または省略することができる。

第5条 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守するものとする。

第6条 業務主担当技術者の選任

受注者は、過去に「高機能消防指令センターⅡ型」以上のシステム及び「消

防救急デジタル無線設備」の設計委託業務に従事した経験を有する者を業務主担当技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。

第7条 資料の貸与

- 1 発注者は、本業務を実施するにあたり下記の資料を、受注者に貸与するものとする。
 - (1) 現行システムの完成図書
 - (2) 通信指令システム更新整備事業に係る基本設計業務（以下「基本設計業務」という。）成果品
 - (3) その他、発注者が必要と認める資料
- 2 受注者は、貸与された図面、その他関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに、発注者に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書、その他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、貸与品について、借用品目・数量・期間・責任者を明記した借用書を提出するものとする。

第8条 関係者との調整等

- 1 受注者は、本業務の実施にあたり、必要な書類を収集し使用する際は、受注者の責任において関係者と調整し、資料を引用することについての承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施にあたり、手続きが必要な地域、施設、建物等に立入る必要がある場合は、事前に発注者と協議の上、所定の手続きを行い、当該財産を管理する者の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、発注者が指定する本業務に係る関係者と適宜連絡を取るものとする。

第9条 再委託

- 1 本市が指定した再委託できない主たる部分（※）に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。
※ 「業務の主たる部分」
 - (1) 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。
- 3 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 4 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

- 5 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

第10条 成果品の権利

本業務により作成した成果品の所有権、著作権、特許権（他で著作権および所有権が設定されているものを除く）等の諸権利は、発注者に帰属するものとする。

第11条 中立性の保持

受注者は、業務の実施にあたり特定のメーカーに偏ることなく、常に中立性を保持しなければならない。

第12条 守秘義務の順守

受注者は、本業務を遂行するにあたって知り得た情報を、漏らしてはならないものとする。ただし、発注者が必要と認める場合はその限りではない。

第13条 修補への対応

- 1 受注者は、修補は速やかに行うものとする。
- 2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者と協議の上、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認方法等については発注者の指示に従うものとする。

第14条 業務完了報告

- 1 受注者は、業務を完了した際には、発注者に対して業務の完了報告をしなければならない。
- 2 受注者は、業務完了報告を発注者に行う際には、契約により義務付けられた図書等の整備をすべて完了していなければならない。

第15条 検 収

- 1 発注者は、業務完了報告を受けたときは、受注者に対して検収日を通知し、検収を行うものとする。
- 2 受注者は、契約により義務付けられた図書等を発注者に提出し、検収を受けなければならない。

第16条 疑義への対応

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い対応を決定するものとする。

第2章 業務内容

第1条 目的

本業務は、システムを更新整備するために、必要な設計を行い、あらゆる業者選定方式に対応できる仕様書等の作成を目的とするもの

第2条 概要

- 1 宇都宮市消防局庁舎（宇都宮市大曾2丁目2番21号 5階建て）4階に令和10年度運用開始予定のシステムを設置し、5階に設置してある現在運用中のシステムは撤去するもの
- 2 本業務において設計を行うシステムは、総務省消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター（Ⅲ型）を基本に、最新技術を反映しながら設計すること。また、安価に同等以上の機能を実現できるよう、発注者に提案するものとする。

第3条 本業務の対象となる機器

- 1 指令装置等（高機能消防指令センターⅢ型）
- 2 支援情報（消防OA）システム
- 3 消防救急デジタル無線設備（共通波系を除く）
- 4 指令装置及び消防救急デジタル無線設備を一体で構築するサブシステム
- 5 その他システムに関連するもの一式

第4条 システム整備計画書の作成

受注者は、収集した資料や現地調査の結果を基に、法的、技術的、社会的及び経済的評価の検討を行った上で、整備計画書を作成するものとする。

1 整備スケジュール

システム更新整備と消防救急デジタル無線更新整備を同一年度に行うものとし、単年度事業を基本とする。ただし、メーカー等の納期等の理由により、スケジュールが変更になる場合、発注者は速やかに新たな整備スケジュールを受注者に提出すること。ただし、旧システム及び旧消防救急デジタル無線設備の撤去については、整備完了の翌年度以降とする。

2 システム移行計画

新たなシステムと消防救急デジタル無線設備の円滑な運用開始に向け、システム等の移行や旧システムの撤去計画について記載すること。

第5条 業務項目

1 要求水準検討

受注者は、基本設計業務成果品を基に、以下の項目の要求水準を検討するものとする。

- (1) 導入後10年間で必要な保守・消耗部品交換・修繕費用のうち低廉化を図るために平準化が有効となる機器の選別とそれに基づく仕様の検討
- (2) 基本設計業務の結果により、発注者がより有効と認めた高所監視カメラが有する最先端技術の有効性の確認及び新たな機能についての調査検討

- (3) 指令業務の効率化・簡素化を図る上で有効となるA I等を活用した最先端技術の提案とそれらを導入した場合、必要となる指令台数の検討
 - (4) 非常用通信指令システムの仕様等について検討
 - (5) タブレット（指揮支援・救急・査察用等）の有効性の確認及び提案に向けた検討
 - (6) 消防OA等に関すること
 - (7) デジタル無線に関すること
 - (8) 最新技術動向及び有効性評価（RFI）
 - (9) 基本設計結果の検討
 - (10) 情報セキュリティーに関すること
 - (11) その他必要となる検討項目
- 2 保守対応仕様書（案）作成
調達仕様書（案）を基に作成するものとする。
- 3 システム設置箇所調査
- (1) 受注者は、システムに関連する機器が設置されている署所等について庁舎平面図等を収集し、下記項目について現地調査を行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。なお、無線基地局設備については、目視及び写真撮影により鉄塔・局舎・空中線等の老朽化についても調査すること。
※ 令和10年度に運用開始を目指している新南消防署についても同様の調査を行うこと。
- ア 機器の設置状況
 - (ア) 機器の名称
 - (イ) 入替，新設，撤去の区分
 - (ウ) 設置場所
 - イ 設置フロアの状況
 - (ア) フリーアクセスの有無
 - (イ) その他留意点
 - ウ 電源状況
 - (ア) 電源系統
 - (イ) 分電盤容量
 - エ 新旧装置併設における留意事項
 - オ アスベスト調査（図面等により必要対象となる箇所は現地調査）
- (2) 調査報告書は、通信指令システム更新整備業務委託（以下「更新整備業務委託」という。）業者が据付詳細設計を行うための参考資料として調達時の設計図書に現行システムの竣工図面と併せて添付することを前提とする。
 - (3) 受注者は、高所監視カメラの設置候補地について現地調査を行い、設置箇所の選定検討を行う。
- 4 調達仕様書等（案）作成
調達仕様書（案）は下記項目について記載するものとする。
- (1) 総則
 - (2) 共通条件
 - (3) システム構成

- (4) システム要求仕様条件
 - ア 機能仕様条件
 - イ 構造仕様条件
 - ウ 機器仕様条件
 - (5) 詳細設計業務条件（システム及び工事）
 - (6) 据付・調整（工事）条件
 - (7) 保守条件
 - (8) 契約不適合責任対応
- 5 設計図書作成
- 本章第5条4の調査結果を踏まえた上で、下記図面を作成するものとする。
- (1) 指令室及び機械室機器配置図
 - (2) 新システム構成図
 - (3) 新システム回線構成図
 - (4) 署所及び無線基地局設置機器配置図（変更がある場合）
 - (5) その他必要図面
- 6 発注仕様書（案）作成
- 受注者は調査結果等と発注者の意向を十分踏まえた上で発注仕様書を作成するものとする。
- 7 意見招請実施支援
- (1) 受注者は、発注者が実施する調達仕様書（案）及び保守対応仕様書（案）に関する意見招請（以下「RFC」という。）について意見招請書（案）の作成を行うものとする。
 - (2) 受注者は、発注者が実施する RFC について質疑及び意見に対する回答作成の支援を行うものとする。
- 8 事業費積算
- (1) 受注者は、調達仕様書(案)を基にシステムメーカーから見積書を徴収し、事業費積算を2回行うものとする。事業費積算2回の期限を次のとおりとする。
 - ア 1回目 令和7年7月10日（木）期限
 - イ 2回目 令和7年10月15日（水）期限※ 受注者はア、イいずれか一方でも見積書の提出がなされない場合、更新整備業務委託のプロポーザル審査会への参加は認めない旨、システムメーカーに伝達すること。
 - (2) システム導入から10年間のランニングコスト（保守・消耗部品交換・修繕費用）と中間更新費用の試算書を作成すること。なお、ランニングコストについては、10年間で平準化した費用を算出するものとする。
 - (3) 見積徴収にあたって受注者は、システムメーカーに対する依頼書を作成し、発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義で発注者が実施する。

第6条 付帯業務

- 1 本業務の円滑な遂行に向けた準備
 - (1) 受注者は、基本設計業務成果品を熟読し設計内容の把握をするとともに、発注者の消防年報等の貸与資料により発注者の現在の業務執行状況等を十分理解した上で業務遂行に向け準備を行うものとする。
 - (2) 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し発注者の承認を得るものとする。
 - (3) 現システムについて、事前に資料等を確認し把握すること。
- 2 打合せ協議の実施
 - (1) 打合せ協議は原則月1回以上とし、対面方式で実施するものとする。ただし、打合せが頻回となった場合、発注者の了承のもと、Web会議等を活用しての打合せの実施も可能とする。
 - (2) 打合せ協議には、原則、業務主担当技術者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席するものとする。
 - (3) 受注者は、打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、発注者に電子メールで送信するものとする。
- 3 検査
 - (1) 受注者は、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書として義務付けられた全ての資料の整備を完了させ、提出するものとする。
 - (2) 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
 - (3) 発注者は受注者の業務主担当技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 業務等成果品の検査
 - イ 業務等状況の検査

第7条 納入成果品

本業務における成果物は下記のとおりとし、製本で各1部、電子媒体（CD-R）で1部納入するものとする。

- 1 調達仕様書（案）
- 2 保守対応仕様書（案）
- 3 システム設置箇所調査報告書
- 4 高所監視カメラ設置箇所選定検討報告書
- 5 設計図書図
- 6 RFI検討結果（実施した場合）
- 7 意見招請書（案）
- 8 RFC質疑・意見回答書（案）
- 9 発注仕様書
- 10 事業費積算書
- 11 技術提案評価に関する検討資料（プロポーザル発注方式の場合）
- 12 打合せ議事録
- 13 その他発注者が必要とする資料等

第8条 納入場所
宇都宮市消防局 通信指令課

第9条 納 期
令和8年3月31日
(ただし、発注者が指定する成果物については、令和8年2月2日とする。)